

社会福祉法人玉野市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定により、本会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等（常務理事を除く）が、本会の会議並びに職務に従事した場合であっても、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、職務のため出張したときは、その費用を弁償する。

2 前項に規定する費用弁償の種類は、旅費支給規程第5条の例による。

3 第1項に規定する費用弁償の計算方法は、旅費支給規程第6条の例による。

4 第1項の費用弁償の額は、旅費支給規程第7条から第9条の例による。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から施行する。

(18.1.25 改正)

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成19年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

社会福祉法人玉野市社会福祉協議会常務理事報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条第2項の規定により、本会の常務理事の報酬、賞与及び通勤手当の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本会の常務理事の報酬は、月額200,000円とする。

2 報酬は、本会常務理事に就任した日から退任の日まで支給する。

3 前二項にかかわらず、玉野市社会福祉協議会職員（嘱託職員、臨時職員を含む）が常務理事を兼ねるときは、常務理事の報酬、賞与及び通勤手当は支給しない。

(賞与及び通勤手当)

第3条 常務理事の賞与は6月に月額報酬×2.25ヶ月、12月に月額報酬×2.25ヶ月を支給する。

2 常務理事の通勤手当は、社会福祉法人玉野市社会福祉協議会職員の給与に関する規則第4条第2項の規定に準ずる額を毎月支給する。

(報酬、賞与及び通勤手当の支給方法)

第4条 報酬及び通勤手当の支給日は毎月16日とし、賞与は6月30日と12月10日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

2 報酬、賞与及び通勤手当は、現金で直接本人に支給しなければならない。ただし、常務理事からの申出があったときは、口座振替の方法をもって支給することができる。

3 支給する報酬、賞与及び通勤手当のうちから、次の各号に掲げるものは控除することができる。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分

(4) 財形貯蓄

(5) 玉野市社会福祉協議会職員厚生会の会費

(6) 玉野勤労者福祉サービスセンターの会費

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもので会長が認めるもの

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。